

和知川漁業協同組合京内共第9号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する京内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい及びます類をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の繁殖保護に関して、組合員若しくはほかの遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けたものは、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の期間中でなければならない。

| ア魚種 | | イ方法 | ウ統数又は規模 | エ期間 |
|------------|--------------------|------------------------|---|---|
| あゆ | | 釣漁具漁法 (手釣、竿釣) | 1人1竿 | 6月1日から9月30日まで及び11月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間。ただし、京丹波町和知ダムから上流の区域は6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定めて公表する期間 |
| こい | | | 1人3竿以内 | 1月1日から4月30日まで、 6月1日から12月31日まで |
| ます類 | あまご やまめにじます | 竿釣 | | 3月1日から9月30日まで |
| | いwana | | | 3月16日から9月30日まで |
| 全漁業権 魚種 | 網漁具漁法 (夜間使用を含む) | 刺網 全長20m以下 | 7月25日から9月30日まで及び11月1日から11月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間 | |
| | | たも網 網口径2m以下 | | |
| | | 投網 全巾26㎡以下 | | |
| | | ふくろ網 まき網 全長50m以下 | | |
| | 水眼鏡 水視眼鏡 | | 7月25日から9月15日までの期間で、組合が定めて公表する期間 | |

2 漁場区域内に次の表のとおり釣専用区を設け、ア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法によりウ欄の規模、範囲においてエ欄の区域及びオ欄の期間

中でなければならない。

釣専用区

| ア魚種 | イ漁具 漁法 | ウ規模 | エ区域 | オ期間 |
|-----|-----------|------------|-----------------------|----------------------------------|
| こい | 手釣、竿 釣 | 1人3竿以 内 | 京丹波町和知ダムから 上流のたん水域 | 1月1日から4月30日まで、 6月1日から12月31日まで |

- 3 第1項及び第2項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

| ア魚種 | イ区域 | ウ期間 |
|--------|--------------------|----------------|
| 全漁業権魚種 | 京丹波町市場和知ダム下流50mの区域 | 1月1日から12月31日まで |

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものを採捕してはならない。

| ア魚種 | イ全長 |
|-----|-----------------------|
| こい | 15 cm |
| ます類 | あまご やまめ にじます いwana |
| | 12 cm 15 cm |

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては、次の表の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

| 魚種 | 漁具漁法 | 期間 | 遊漁料 | 備考 |
|----|-----------|----|--------|----------------------|
| あゆ | 全漁具漁法 | 年券 | 9,000円 | 組合内の地区内に居住する者は無料とする。 |
| | | 日券 | 3,000円 | |
| 雑魚 | こい ます類 | 年券 | 5,000円 | |
| | | 日券 | 2,000円 | |
| | 竿釣 | | | |

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては漁場監視員に納付することができる。

- 3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。

| ア 遊漁する者の区別 | イ 遊漁料 |
|------------|----------------|
| 中学生以下の者 | 免除 |
| 身体障害者 | 第1項に規定する額の2分の1 |

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第2項の承認をしたときは、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは別に、定める。

(附則)

この規定は、令和6年1月1日から施行する。